

# 公 營 企 業

# 市立池田病院

公立病院として、また、地域医療支援病院として、引き続き、地域全体での医療提供体制づくりに取り組み、安全で質の高い医療の提供に努めた。

医療機器・備品の整備に関しては、リアルタイム PCR 解析システムや免疫発光測定装置を導入し、新型コロナウイルス感染症にかかる検査体制を整備した。また、検査対象者が多く、慢性的な混雑が続いていた中央採血室について、採血業務支援システムを導入し、混雑の緩和を図った。その他、採血管準備装置や手術台など、導入から年数が経過した医療機器及び備品の更新を行った。

経営状況については、新型コロナウイルスが猛威を振るう中、診療体制の一部変更や患者の自主的な受診控えなどが影響し、患者数は入院、外来ともに大幅に減少した。しかし、従来から進めてきた診療機能の充実のほか、「コロナ禍」にあっても通常診療を積極的に実施したことなどが結果として診療単価の上昇につながり、外来収益については前年度を上回った。また、入院収益は前年度を下回ったものの、コロナ対応病床に対して減収を補てんする補助金もあって、事業収益は前年度を大幅に上回った。

一方、事業費用は、医療従事者に対する新たな特殊勤務手当の支給や化学療法適応患者の増加に伴う抗がん剤購入費の増加などで給与費や材料費が増加したものの、委託料や光熱水費の減少によって経費が減少し、前年度に比べて小幅な増加となった。

今後とも地域医療のさらなる連携強化に取り組み、安全で質の高い医療の提供に努めるとともに、収益の確保と費用の削減を図り、安定した財政基盤の確立に努めるものである。

## 1. 施設概要

開設年月	昭和 26 年 10 月（平成 9 年 10 月新築移転、平成 16 年 7 月東館開院）
敷地	18,113 m <sup>2</sup>
建物	延床面積 39,005.03 m <sup>2</sup> 鉄骨鉄筋コンクリート、地下 1 階、地上 5 階建（東館は 4 階建）
病床	一般病床 364 床

## 2. 診 察 科 目

23 科

内科、呼吸器内科、消化器内科、循環器内科、神経内科、小児科、外科、呼吸器外科、消化器外科、脳神経外科、整形外科、形成外科、皮膚科、泌尿器科、産婦人科、眼科、耳鼻いんこう科、リハビリテーション科、放射線科、麻酔科、歯科、歯科口腔外科、病理診断科

## 3. 看 護 体 制

7 対 1 看護体制

## 4. 救急医療体制

救急告示医療機関（二次救急医療）

診 療 科 目 内科、外科、小児科

## 5. 職 員 構 成

（令和 3 年 3 月 31 日現在）

	現 在 員
医 師	84 人
医 療 技 術 員	108 人
看 護 師	305 人
事 務 職 員	18 人
計	515 人

## 6. 利 用 状 況

（単位：人）

区分		年度	平成 30 年度	令和 元 年度	令和 2 年度
入 院	年 延 患 者 数		120,528	121,880	108,420
	一 日 平 均 患 者 数		330.2	330.0	297.0
外 来	年 延 患 者 数		222,847	227,628	207,974
	一 日 平 均 患 者 数		913.3	940.6	855.9

7. 一日平均患者数

(単位：人)

区 分	入院	外来	区 分	入院	外来
内 科	74.2	150.2	形 成 外 科	2.8	21.5
呼 吸 器 内 科	33.4	27.7	皮 膚 科	4.7	37.6
消 化 器 内 科	41.2	111.1	泌 尿 器 科	16.4	59.3
循 環 器 内 科	16.9	32.8	産 婦 人 科	13.7	48.3
神 経 内 科	6.7	13.2	眼 科	5.1	39.9
小 児 科	4.9	21.4	耳 鼻 咽 科	6.1	30.4
外 科	4.8	38.6	リハビリテーション科		10.4
呼 吸 器 外 科	1.6	2.5	放 射 線 科		32.5
消 化 器 外 科	31.1	43.9	麻 酔 科	0.0	27.7
脳 神 経 外 科	0.0	2.5	歯 科 ・ 歯 科 口 腔 外 科	3.8	58.0
整 形 外 科	29.6	46.4	合 計	297.0	855.9

8. 一般病室使用料及び病室・病床数

(金額は消費税抜き)

区 分	病 室 数	病 床 数	使 用 料	
			市 内 患 者	市 外 患 者
特 別 室	4 室	4 床	20,000 円	30,000 円
個 室	77 室	77 床	7,000 円	10,500 円
観 察 室	49 室	52 床	---	---
総 室	60 室	231 床	---	---
合 計	190 室	364 床		

9. 年度別財政状況 (決算)

(単位：千円)

年度	収 益 的		資 本 的		純 利 益
	収 入	支 出	収 入	支 出	
平成 30 年度	12,105,631	12,190,060	1,079,410	1,483,788	△84,429
令和 元 年度	12,429,722	12,684,678	1,005,901	1,528,342	△254,956
令和 2 年度	13,343,295	12,850,901	967,078	1,520,411	492,394
令和 3 年度	13,319,677	13,589,043	1,562,864	2,136,486	△269,366

(令和 3 年度は当初予算であり、消費税等相当額を含む。)

## 水 道 事 業

池田市の水道事業は、昭和 12 年に余野川を水源とし、計画給水人口 35,000 人、計画 1 日最大給水量 4,410 m<sup>3</sup>の上水道工事に着手し、昭和 13 年に給水を開始した。

以来、住宅都市としての発展に伴う給水人口の増加、また下水道普及などの市民生活の向上による水需要の増大などに対応するため、第 6 次まで順次、拡張事業を行った。平成 23 年度からは水道施設の更新や耐震化を効率的に行うため施設整備計画を策定し、現在、古江浄水場や防災上の重要給水拠点に接続する水道管などの更新、耐震化を行っている。

また、平成 26 年度には、「上下水道 BCP（業務継続計画）」を策定し、危機管理体制の強化に努めている。

### 1. 施設概要

浄水場	古江浄水場				
水源	猪名川、余野川、一庫ダム				
配水能力	69,000 m <sup>3</sup> /日				
配水池	8 か所 27,600 m <sup>3</sup>				
配水管延長	口径 50 mm～600 mm 287,180m				

### 2. 事業の概要

項目 \ 年度	平成 28	29	30	令和元	2
給水区域内人口 (人)	103,213	103,501	103,607	103,600	103,621
給水人口 (人)	103,182	103,479	103,585	103,578	103,601
普及率 (%)	99.9	99.9	99.9	99.9	99.9
給水量 (m <sup>3</sup> )	12,381,884	12,077,279	11,972,871	11,716,833	11,637,379
1日最大給水量 (m <sup>3</sup> )	37,065	35,732	36,412	34,843	35,055
1日平均給水量 (m <sup>3</sup> )	33,923	33,088	32,802	32,013	31,883
1人1日最大給水量 (ℓ)	359	345	352	336	338
1人1日平均給水量 (ℓ)	329	320	317	309	308
有収水量 (m <sup>3</sup> )	11,249,611	11,336,536	11,232,932	11,143,157	11,079,990
有収率 (%)	90.86	93.87	93.82	95.10	95.21
1 m <sup>3</sup> 当り給水原価 (円)	166.88	162.23	163.97	172.28	183.21
1 m <sup>3</sup> 当り供給単価 (円)	158.46	158.15	159.41	169.44	162.44

### 3. 使用料等

・水道料金 (1 か月分)

(平成 26 年 4 月 1 日実施)

区分 用途	基本水量	基本料金	超 過 料 金 (1 m <sup>3</sup> につき)		
一 般 用	8 m <sup>3</sup>	710 円	8 m <sup>3</sup> を超え	10 m <sup>3</sup> まで	75 円
			10 m <sup>3</sup> を超え	20 m <sup>3</sup> まで	150 円
			20 m <sup>3</sup> を超え	30 m <sup>3</sup> まで	205 円
			30 m <sup>3</sup> を超え	40 m <sup>3</sup> まで	270 円
			40 m <sup>3</sup> を超え	50 m <sup>3</sup> まで	315 円
			50 m <sup>3</sup> を超え	100 m <sup>3</sup> まで	352 円
			100 m <sup>3</sup> を超え	500 m <sup>3</sup> まで	361 円
			500 m <sup>3</sup> を超え	1,000 m <sup>3</sup> まで	366 円
			1,000 m <sup>3</sup> を超えるもの	371 円	
湯屋用			1 m <sup>3</sup> につき	60 円	
臨時用			1 m <sup>3</sup> につき	700 円	

ただし、上記料金表により算出した額に消費税法に基づく消費税額及び地方税法に基づく地方消費税額に相当する額を加算した額(その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。)とする。

・メーター料 (1 か月 1 個につき)

(平成 26 年 4 月 1 日実施)

メーターの口径	金 額	メーターの口径	金 額
20mm まで	50 円	50mm	2,000 円
25mm	70 円	75mm	2,300 円
30mm	200 円	100mm	3,000 円
40mm	300 円	150mm	12,000 円

ただし、上記料金表により算出した額に消費税等相当額を加算した額(その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。)とする。

・口径別納付金

(平成 26 年 4 月 1 日実施)

メーターの口径	金 額	メーターの口径	金 額
13mm	120,000 円	75mm	11,340,000 円
20mm	240,000 円	100mm	23,820,000 円
25mm	660,000 円	150mm	67,200,000 円
30mm	1,080,000 円	200mm	142,200,000 円
40mm	2,280,000 円	250mm	251,160,000 円
50mm	4,080,000 円	300mm	401,400,000 円

ただし、上記料金表により算出した額に消費税等相当額を加算した額(その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。)とする。

4. 年度別財政状況（決算）

（単位：千円）

年度 \ 区分	収 益 的		資 本 的		純 利 益
	収 入	支 出	収 入	支 出	
平成 28	2,367,848	2,103,759	886,897	2,171,844	264,089
29	2,371,500	2,053,211	594,105	1,669,307	318,289
30	2,462,129	2,086,226	1,132,680	1,942,448	375,903
令和元	2,382,753	2,011,928	775,052	1,579,988	370,825
2	2,209,836	2,099,829	875,010	1,865,193	110,007
3（当初予算）	2,455,544	2,403,426	476,405	1,498,115	52,118

（当初予算及び資本的収支は消費税等相当額を含む。）

## 公 共 下 水 道 事 業

本市の下水道事業は、昭和 28 年に市内の浸水対策として旧市街地 225.20ha の計画面積を対象に事業着手し、逐次計画区域を拡充してきた。

昭和 51 年には、市街化調整区域である細河地区を特定環境保全公共下水道として事業認可を得て、当地区の環境整備はもとより池田市上水道の水源である猪名川・余野川の水質保全を図るため事業を実施してきた。

汚水処理は、新町・旭丘の一部と細河地区を除く箕面川以北 767.24ha の区域は池田市下水処理場で処理を行い、その他の 350.33ha の区域については、6 市 2 町（大阪府側：池田市、箕面市、豊中市、豊能町、兵庫県側：伊丹市、川西市、宝塚市、猪名川町）により構成する猪名川流域下水道の原田水みらいセンターにおいて共同処理をしている。

雨水対策事業は、昭和 51 年度に合流式で整備済みの区域を分流式に変更して計画の見直しを行い鋭意対策の強化に努めている。平成 15 年度には八王寺川雨水増補幹線が完成、石橋地区においても集中豪雨による浸水被害を軽減するため、平成 22 年度に石橋第 1 増補幹線が完成し、平成 30 年度には石橋第 2 増補幹線の一部を供用開始している。また、平成 30 年度より城南地区から神田地区の重点地区において、床上浸水を解消するため、「下水道浸水被害軽減総合計画」に基づき整備に着手している。その後、令和元年度に国の制度として下水道床上浸水対策事業が創設され、交付金ではなく個別の補助金となっていることから、国費の確実な確保と早急な整備を目的に計画を移行した。

下水処理場については、昭和 43 年に処理能力 14,000 m<sup>3</sup>/日で供用を開始し、昭和 47 年度末には処理能力 35,000 m<sup>3</sup>/日の施設が完成した。その後も増設を進め、平成 9 年度末には処理能力 63,600 m<sup>3</sup>/日の施設が稼動したが、平成 16 年度には大阪湾流域別下水道整備総合計画への適合を図り、全量を高度処理とする 58,100 m<sup>3</sup>/日の処理能力に計画変更した。平成 24 年度末には高度処理施設 39,400 m<sup>3</sup>/日が完成し、高級処理と高度処理を合わせた現施設の全体処理能力は 74,400 m<sup>3</sup>/日となっている。また、大阪湾流域別下水道整備総合計画の見直しに伴い、平成 25 年度には全体計画処理能力を 51,660 m<sup>3</sup>/日に計画変更している。

このように下水道整備を精力的に推進してきた結果、昭和 52 年には処理人口普及率が 90%を超え、平成 26 年度末には 100%に達した。また、昭和 62 年度から阪急池田駅前の都市化した空間に「池田せせらぎモール」を創り、ここに池田市下水処理場より高度処理した処理水の一部を送水している。

1. 事業内容

・公共下水道管渠関係

区域及び面積 細河地区を除く認可区域 996.83ha  
 計画事業費 35,542 百万円  
 計画人口 92,022 人  
 排除方法 分流式・一部合流式

・特定環境保全公共下水道

区域及び面積 細河地区の認可区域 120.74ha  
 計画事業費 2,805 百万円  
 計画人口 3,978 人  
 排除方法 分流式

・公共下水道処理場関係

敷地面積 2.39ha  
 処理方法及び処理能力 74,400 m<sup>3</sup>/日  
     活性汚泥法による高級処理 35,000 m<sup>3</sup>/日  
     凝集剤併用型循環式硝化脱窒法  
     ＋急速ろ過による高度処理 39,400 m<sup>3</sup>/日  
 計画処理能力及び人口 767.24ha 73,610 人  
 計画事業費 26,607 百万円

2. 普及状況（令和2年度末）

・公共下水道（特定環境保全公共下水道を含む）

計画処理面積 (a)	行政区域内人口 (b) (計画処理人口)	現在処理面積 (c)	現在処理人口 (d)	$\frac{(c)}{(a)}$	$\frac{(d)}{(b)}$
1,118ha	103,621 人 (96,000 人)	1,085ha	103,618 人	97.0%	100.0%

### 3. 水洗化計画

#### ・水洗便所設置奨励策

改造資金貸付金		改造助成金	
貸付金額	200,000 円以内	改造工事	1 件 5,000 円
貸付期間	3 年以内		
償還方法	資金交付の月の翌月から 元金均等月賦償還 (池田市水洗便所改造資金貸付条例)	但し、処理区域の公告の日から 3 年以内に改造されたもの (池田市水洗便所改造助成条例)	
なお、連帯保証人が必要			
上記いずれも市税及び下水道受益者負担金を完納していること			

#### ・水洗化普及状況（令和 2 年度末）

整備区域内戸数	水洗化戸数	水洗化普及率	未水洗戸数
50,901 戸	50,846 戸	99.9%	55 戸

### 4. 下水道使用料

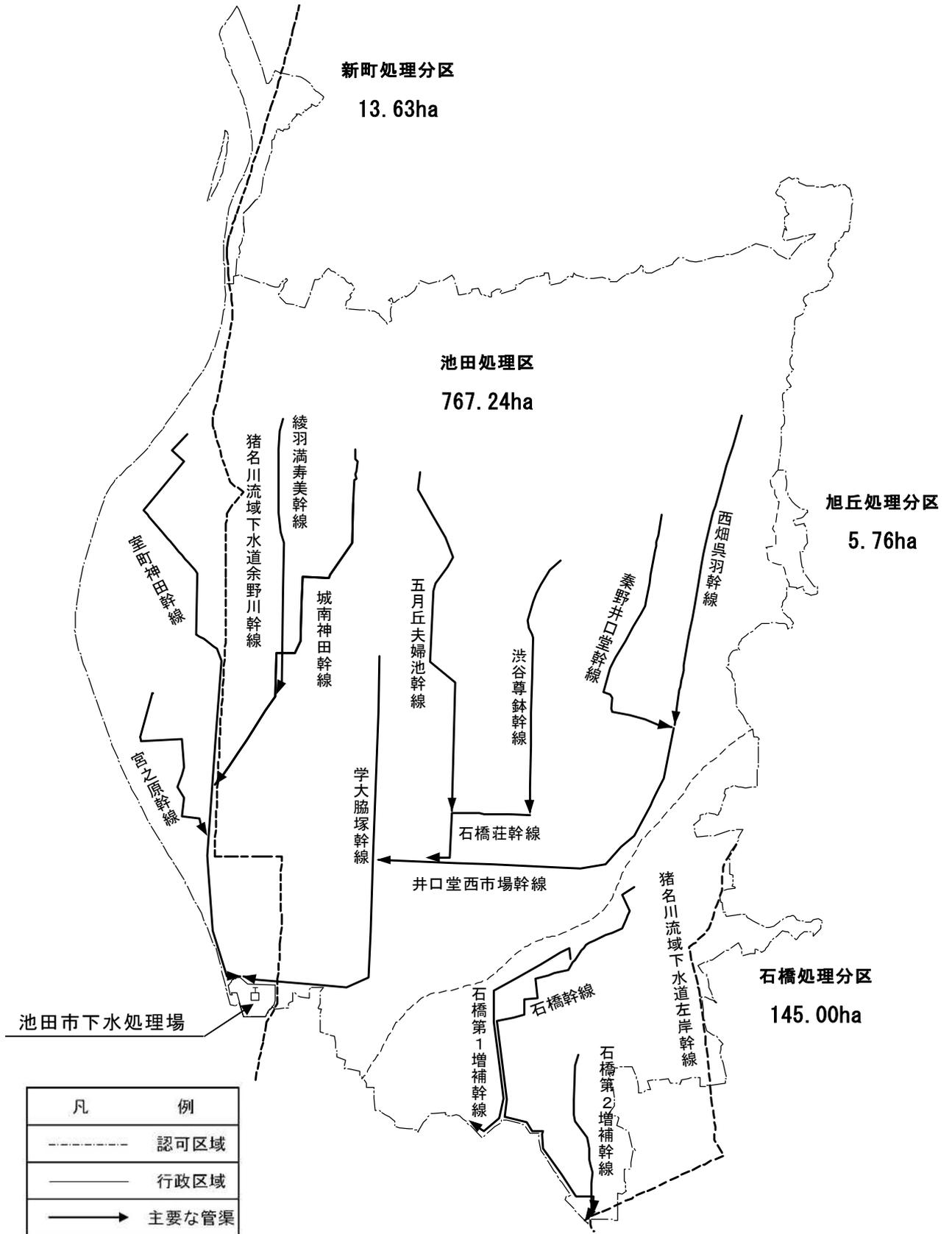
区分	汚水量	使用料
一般汚水	基本料金（1 か月 8 m <sup>3</sup> までの分）	470 円
	8 m <sup>3</sup> を超え 10 m <sup>3</sup> までの分（1 m <sup>3</sup> につき）	35 円
	10 m <sup>3</sup> を超え 20 m <sup>3</sup> までの分（1 m <sup>3</sup> につき）	69 円
	20 m <sup>3</sup> を超え 30 m <sup>3</sup> までの分（1 m <sup>3</sup> につき）	85 円
	30 m <sup>3</sup> を超え 40 m <sup>3</sup> までの分（1 m <sup>3</sup> につき）	103 円
	40 m <sup>3</sup> を超え 50 m <sup>3</sup> までの分（1 m <sup>3</sup> につき）	123 円
	50 m <sup>3</sup> を超え 100 m <sup>3</sup> までの分（1 m <sup>3</sup> につき）	139 円
	100 m <sup>3</sup> を超え 500 m <sup>3</sup> までの分（1 m <sup>3</sup> につき）	163 円
	500 m <sup>3</sup> を超え 1,000 m <sup>3</sup> までの分（1 m <sup>3</sup> につき）	188 円
	1,000 m <sup>3</sup> を超える分（1 m <sup>3</sup> につき）	206 円
浴場汚水	1 m <sup>3</sup> につき	11 円

ただし、上記料金表により算出した額に消費税法に基づく消費税額及び地方税法に基づく地方消費税額に相当する額を加算した額（その額に 1 円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）とする。

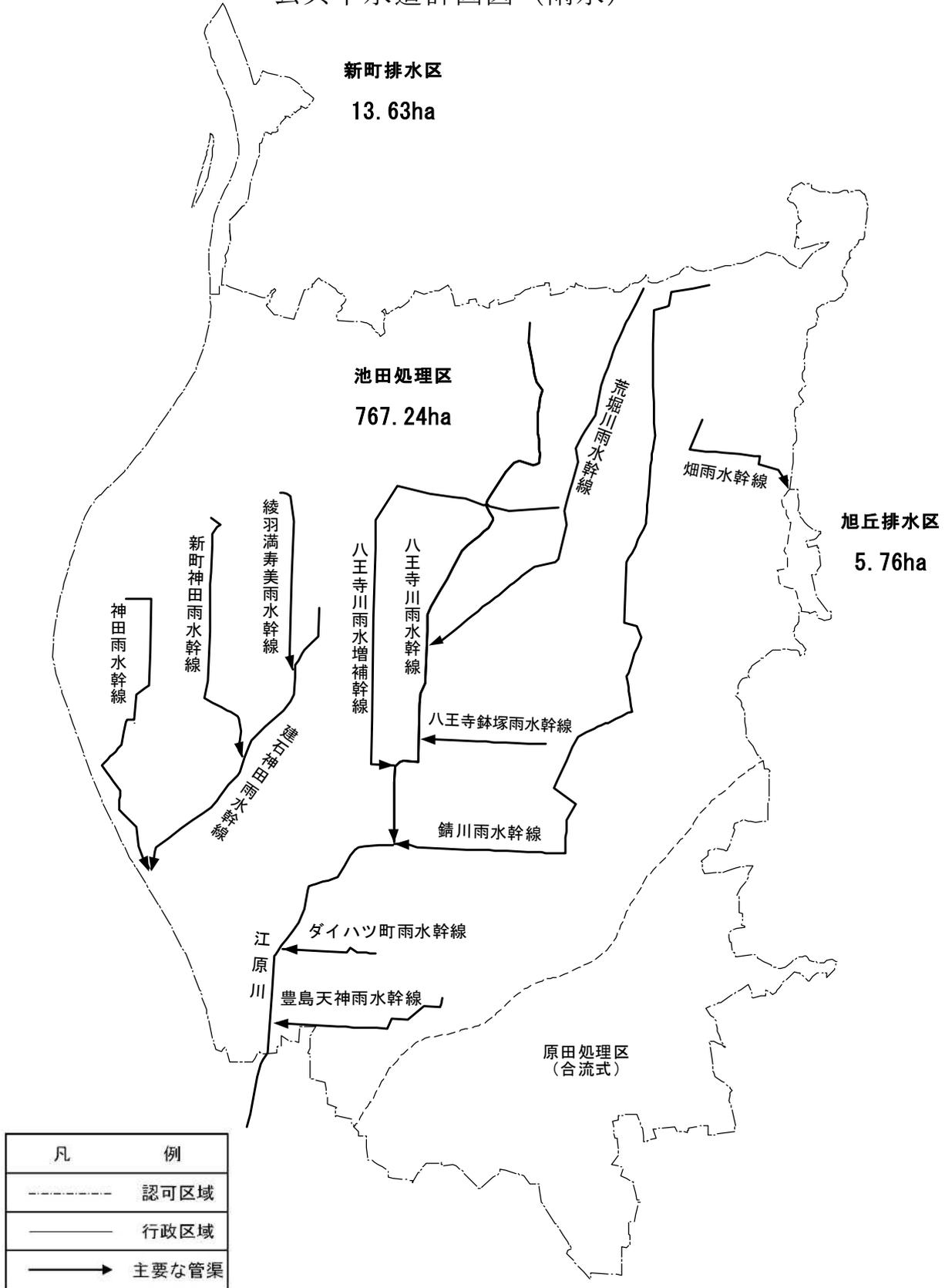
5. 受益者負担金

算 定 基 礎	受 益 者 負 担 金
$\frac{4,430,646,000 \text{ 円 (事業費)} \times 1/5 \text{ (負担率)}}{\text{地 積 } 8,950,800 \text{ m}^2}$	単位負担金 99 円/m <sup>2</sup>

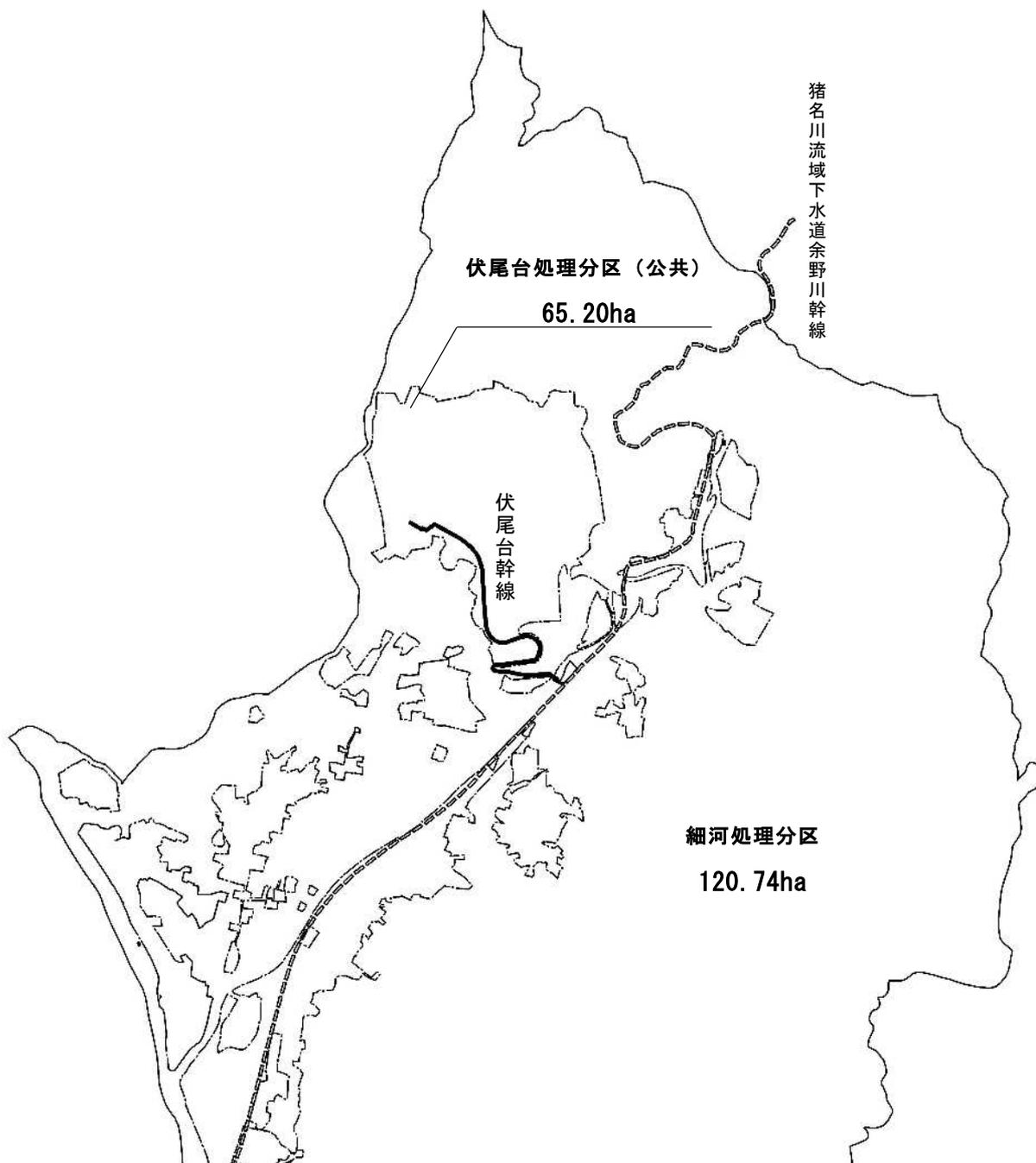
# 公共下水道計画図（污水）



公共下水道計画図（雨水）



# 公共下水道計画図（特環 汚水）



凡	例
-----	認可区域
—————	行政区域
—————▶	主要な管渠